

『情報 I』の経過措置に関する各団体の意見（まとめ）

<意見照会先>

国立大学協会（国大協）、公立大学協会（公大協）、日本私立大学連盟（私大連）、日本私立大学協会（私大協）、全国公立短期大学協会（公短協）、日本私立短期大学協会（私短協）、全国都道府県教育委員会連合会（県教委）、指定都市教育委員会協議会（指定都市教委）、日本私立短期大学協会（私短協）、全国高等学校長協会（全高長）、日本私立中等高等学校連合会（中高連）、全国市町村教育委員会連合会（市町村教委）、全国高等学校長協会（全高長）、日本私立中等高等学校連合会（中高連）

	A 案（経過措置問題を作成する）	B 案（経過措置問題を作成しない）
賛成理由、メリット等	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通テストの経過措置については、大学の判断に委ねるのではなく、統一的な対応をとるべき。【国大協、公大協、公短協】</li> <li>新教育課程・旧教育課程間で同じ科目を受験することとなり、外形的な公平性が確保できる。【県教委】</li> <li>経過措置があれば、センターが「情報」の試験に関する情報発信を一元的に行うことができる。【県教委】</li> <li>学校において進路指導を行いやすい。【県教委】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>科目間の目標や内容の違いによる公平性が問題とならない。教育的な公平性・公正性は一定程度担保できる。【私大連、県教委】</li> <li>各大学において旧教育課程履修者への配慮が行われることが事前に示されれば、受験者の不安が解消される。【市町村教委】</li> <li>高校と大学で協力して旧教育課程履修者が不利にならないよう鋭意努めることとすれば、一般社会の理解を得られる。【私大連】</li> <li>私立はアラカルト方式が多い。【私大協】</li> </ul>
反対理由、課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>R6まで「情報」が共通テストに出題されておらず、出題科目とならない前提で学習してきた旧教育課程履修者に「情報」の受験を課すことになる。【国大協、私大協、指定都市教委、市町村教委】</li> <li>旧教育課程と新教育課程で目標や内容が大きく異なるため、試験問題の内容、難易度が大きく異なり、教育的な公正性の観点から妥当性が低い。【私大連、公短協、県教委、指定都市教委、市町村教委】</li> <li>問題作成の負担が大きくなる。【私大連、指定都市教委、市町村教委】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通テストの経過措置は大学に委ねるのではなく統一した対応をとるべき。【国大協、公大協、公短協】</li> <li>方法によっては、新教育課程履修者と旧教育課程履修者で科目数が異なると、外形的な公平性が担保できない。【全高長、県教委】</li> <li>各大学の配慮が統一されないことで受験者に混乱や不利益を生じかねない。【公大協、公短協】</li> <li>大学の取扱いが公表されるまで、適切な進路指導が困難となる懸念がある。【県教委】</li> </ul>
当該案とする場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>R7で『情報 I』を課す大学は一部のみに限定すること。【全高長】</li> <li>『旧情報(仮)』は、選択問題を設けるなどして、「社会と情報」「情報の科学」どちらの履修者も不利がない問題とすること。【全高長、国大協】</li> <li>『旧情報(仮)』と『情報 I』の難易度に差が出ない、適切なものとなるよう作成すること。【国大協、県教委】</li> <li>『旧情報(仮)』と『情報 I』を得点調整の対象とすること。【国大協】</li> <li>旧教育課程を履修している高校生に対し、浪人したら現在出題されていない「情報」の科目を受けるとなるということについて理解を得ること。【国大協、県教委】</li> <li>経過措置問題の取扱い指針を示すこと。【県教委】</li> <li>経過措置の出題範囲、サンプル問題を示すこと。【全高長、県教委】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的なガイドライン（取扱い指針）を示し、十分な事前情報と準備期間を与えること。【私大連、県教委、公短協】</li> <li>協議会の場で理解を共有するなどして、『情報 I』を課す場合の配慮について受験者の理解を得ること。【私大連、県教委】</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置は基礎的な内容の問題として作成し、大学が個別の配慮も行うという、A 案 B 案の組み合わせも考えられるのではないか。【県教委】</li> <li>経過措置があったとしても、入学後、新入生の知識・能力のギャップがカリキュラムに影響する。【公大協】</li> <li>高等学校における「情報」の指導実態を踏まえた入学選抜の実施をお願いしたい。【私大協、全高長、県教委】</li> <li>現時点では不明な点が多いが、受験者に不利益が生じず、大学にも負担や混乱が生じることのないよう、十分検討をすべき。【私短協】</li> </ul>	